

—都税についてのお知らせ—

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～



## 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成29年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成29年1月31日(火)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。  
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産  クリック

### 償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <http://www.eltax.jp/>  
ハイジシヨク

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎03-5500-7010)  
9:00から17:00 (土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

エルタックス

クリック



eLTAXイメージキャラクター  
エルレンジャー

## 1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！


### <eLTAX 1月の休日運用日>

1/21（土）、1/22（日）、1/28（土）、1/29（日） 8時30分～24時

### <eLTAX 通常の利用時間>


平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

### <利用手続についてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】 <sup>ハイシヨク</sup>0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）  
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。  
詳細はホームページをご覧ください。

### <申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、  
e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

## 認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

### 減額の対象となる住宅

- ①平成30年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下）

### 減額される期間・税額

- |         |  |
|---------|--|
| 減額される期間 | 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分） |
| 減額される税額 | 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額   |



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

## 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格から1,300万円（価格が1,300万円未満である場合はその額）が控除されます。

### 特例の対象となる住宅 \*長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 平成30年3月31日までの間に取得した住宅であること  
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）

#### 【税額の算出方法】

住宅の価格※ - 1,300万円 = 課税標準額

課税標準額 ×  $\frac{3}{100}$ （税率） = 税額

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、  
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索 

【お問い合わせ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

—都税についてのお知らせ—

23区内に土地をお持ちの方へ

## 住宅用地の申告はお済みですか？(23区内)



～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住宅を新築・増築した場合</li><li>○ 住宅の全部または一部を取り壊した場合</li><li>○ 住宅を建て替える場合</li><li>○ 家屋の全部または一部の用途（利用状況）を変更した場合</li><li>○ 土地の用途（利用状況）を変更した場合</li><li>○ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合</li></ul>
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申告期限	平成29年1月31日（火）

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地班

—都税についてのお知らせ—

## 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

### <減免対象>

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

#### <取り壊した家屋>

- 不燃化特区内に所在する
- 家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造（2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上）
- 不燃化特区の指定期間中に取り壊されている（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内（平成32年4月1日から平成32年12月31日まで）に新築した場合は、平成33年3月31日まで）に取り壊されている必要があります。）

#### <新築した住宅>

- 不燃化特区内に所在する
- 耐火建築物又は準耐火建築物
- 検査済証の交付を受けている
- 新築年月日が不燃化特区の指定日から平成32年12月31日まで
- 居住部分の割合が2分の1以上

#### <所有者>

- 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

### <減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**5年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

### <減免を受けるための手続き>

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。  
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

**不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地  
に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

**<減免対象>**

不燃化特区内において、防災上危険な老朽住宅を除却した土地のうち、以下の要件を全て満たすもの

**<取り壊した住宅>**

- 区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること（※）
- 不燃化特区内に指定された日から平成32年12月31日までの間に取り壊されていること

**<取り壊した後の土地>**

- 住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- 防災上有効な空地として適正に管理されていると区から証明されていること（※）

**<所有者>**

- 住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が減免を受けようとする年の1月1日時点において、引き続き所有していること

**<減免される期間・税額>**

最長5年度分、住宅を除却した後の土地に対する固定資産税・都市計画税の8割を減免（小規模住宅用地並みに軽減されます。）

**<減免を受けるための手続き>**

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日）までに申請してください（毎年申請が必要です）。詳しくは、当該土地が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

（※）老朽住宅の認定及び適正管理の証明については各区の担当窓口にお問い合わせください。

# 中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

## 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限 2,000 万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

## 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

—都税についてのお知らせ—

## インターネット公売（不動産、動産・自動車）のお知らせ

公売参加申込期間	不動産（入札方式）	動産・自動車（せり売り方式）
	平成29年1月10日（火）13時～平成29年1月23日（月）23時	
入札・せり売り 期間	平成29年1月30日（月）13時～ 平成29年2月 6日（月）13時	平成29年1月30日（月）13時～ 平成29年2月 1日（水）23時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産・自動車については、下見会を実施する予定ですので、 あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-2986）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> [http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail\\_magazine.htm](http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm)

主税局 メールマガ

検索



## 東京都と都内区市町村からのお知らせです

### 事業主の皆さま

# 平成 29 年度から 個人住民税の 特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けて、ご協力くださるようお願いいたします。

### 特別徴収とは？

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、**毎月給与から個人住民税を差し引き、納入**していただく制度です。

※従業員が常時 10 人未満の場合は、従業員のお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2 回にすることができる「**納期の特例**」の制度があります。

### 特別徴収義務者となる 事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

### 特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

■ 詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索

特 別 徴 収 推 進 ス テ ー シ ョ ン

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>



個人住民税PRキャラクター  
ぜいきりん

## 都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

### <口座振替がご利用できる都税>

- ・ 個人の事業税
  - ・ 固定資産税
  - ・ 都市計画税(土地・家屋) ※
  - ・ 固定資産税(償却資産) ※
- ※ 23区内に所在する資産が対象です。ただし、随時課税分を除きます。

### <申込方法>

次の方法があります。

- ① 都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書(3枚複写式)に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。その際には、(1) 預(貯)金通帳、(2) 通帳届出印、(3) 納税通知書をご持参ください。
- ② 納税通知書(固定資産税の随時課税分を除く。)に同封されている都税口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。
- ③ 主税局ホームページから「都税口座振替(自動払込)依頼書(ダウンロード専用依頼書)」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

### <申込期限>

口座振替を開始しようとする月の前月の10日(土・日・休日にあたる場合はその翌開庁日)まで(納期限が土・日・休日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までにお申込みください。)

### 【お問い合わせ先】

主税局徴収部納税推進課  
03-3252-0955

- ※ 住所の変更や課税の内容については、  
所管の都税事務所へお問い合わせください。



—都税についてのお知らせ—

## 点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問い合わせ先
申 込 方 法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2924）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申 込 期 限	平成29年2月末までにお申込みをいただいた方には、平成29年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問い合わせ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2924